

技能実習生受け入れコストのご案内・・・詳細は組合にお問い合わせください

1, 技能実習開始までにかかる費用

実習生管理には大きな費用が掛かります。国の許可による制度運用ですので、組合の費用のほか、各種機関への納金もあります。ご注意ください。なお、フィリピンは政府規定コストがありますので個別にご相談ください。

① 監理団体(組合)に加入

技能実習生を団体監理型で受け入れる場合、組合の共同事業利用として入会する必要があります。

組合加入出資金	1万円/社	收受先…組合預かり金(非課税)
---------	-------	-----------------

② JITCO(公益財団法人 国際人材協力機構)の賛助会員加入…企業の資本金により相違

当組合は入管申請の事前点検と申請取次を JITCO に依頼しております。

毎年監理団体単位です。複数組合ご利用の際はそれぞれに支払いが生じますのでご注意ください。

JITCO 年会費	5~7.5万円/社	收受先…JITCO (非課税)
-----------	-----------	-----------------

※JITCO に入会することで、各種セミナーや教材など安価になる特典があります。

③ 現地での面接費用

現地選抜は実費負担となります。 ※Web選抜も可能です。費用は掛かりません。

現地面接の渡航費	約 15~20 万円/回 (往復の旅費、宿泊、食事等)	事前購入 + 現地支払
----------	--------------------------------	-------------

④ 技能実習生の入国準備にかかる費用

打合せ⇒面接⇒採用⇒申請書類準備(両国)⇒OTIT(技能実習機構)計画認定審査⇒入管審査⇒ビザ取得の流れで進みます。これと同時に母国では事前教育(日本語+専門用語など)が始まり、国の推薦状取得の動きとなります。

OTIT 計画認定手数料	3,900 円/人	收受先…OTIT(税込)
技能実習生総合保険料 (3年間:37 カ月分)	23,900 円/人	收受先…セントラルインシュアランス 国許可の民間保険(非課税)
入国管理局審査取次料 (JITCO 取次:在留認定)	3,300 円/~3 名 以降 1 名×1,100 円加算	收受先…JITCO(税込)
入国前講習費	約 15,000 円/人	收受先…送出機関(非課税)
入国渡航費	約 6~10 万円/人	收受先…送出機関(税別)

※上記以外に実習生の寮をご準備ください。家具・備品等も用意する必要があります。

⑤ 技能実習生の入国後にかかる費用

技能実習生が入国してからは、実習法上の入国後講習があり、その間の生活費等を支援しなければなりません。

入国後講習費 (講習機関:茨城県)	5~6万円/人 (受託教育機関による)	收受先…委託教育機関(税別)
講習手当て	6万円/人 フィリピンは8.5万円	收受先…実習生(非課税)
雇入れ時健康診断費	1万円/人	收受先…病院(税別)
企業配属費用(茨城⇒企業)	企業で送迎	やむを得ない場合実費委託可

◎技能実習生が実習を始めるまでにかかる費用の合計

技能実習生が実習を始めるまでにかかる費用の合計は選抜費用を除くと約30万円です。
各種年会費は受け入れ人数によって一人あたりのご負担額が軽くなります。

2, 技能実習生の配属後にかかる費用

受け入れ企業の所在地、派遣元国、送出機関などで相違があります。

詳細は組合までお問い合わせください。

<u>監理団体監理費</u> 【別記】	<u>1.5~2万円/人</u>	收受先…監理団体(税別)地域毎
送出機関管理費(母国機関)	0.5~1.0万円/人	收受先…送出機関(非課税)
2年目進級技能検定料	約2~6万円/人	收受先…試験機関(税込)※1
2年目資格変更認定手数料	3,900円/人	收受先…OTIT(税込)
2年目入国管理局審査取次料 (JITCO取次:資格変更)	3,300円/~3名 以降1名×1,100円加算	收受先…JITCO(税込)
同入管許可税(印紙代)	4,000円/人	收受先…国<登録免許税>
3年目入国管理局審査取次料 (JITCO取次:在留更新)	3,300円/~3名 以降1名×1,100円加算	收受先…JITCO(税込)
同入管許可税(印紙代)	4,000円/人	收受先…国<登録免許税>
3年実習評価試験受験料	約2~6万円/人	收受先…試験機関(税込)※1
帰国旅費(途中帰国含む)	5~8万円/人	收受先…組合担保又は旅行会社

※1:試験機関によって高額ケース有り…ゴム製品製造、溶接などの職種は高額です。

◎監理団体は、上記監理費で、申請関係書類作成、選抜、送出機関との連携、巡回・監査、各種相談、トラブル処理、通訳などの監理一切を賄います。これ以外の組合収受はございません。

◎技能実習3号進級は1ヶ月以上の一時帰国が義務です。往復旅費は企業負担です。

◎本人都合の一時帰国(実習再開あり)以外全ての帰国旅費(国内移動費含む)は企業負担となります。

◎通訳・翻訳は組合で手配しますが、企業都合(特別教育・企業マニュアルなど)は別途費用が掛かります。

◎クレーン・玉掛・ハーネス・高所作業・フォークリフト・建設機械などの特殊講習は企業様ご手配です。